

環境清美部管理・業務体制再生検討委員会設置要項

平成19年1月4日制定

平成19年4月1日改正

(目的及び設置)

第1条 本市が行う一般廃棄物及び再生資源(以下「廃棄物等」という。)の収集、焼却、最終処分等の業務の管理体制を抜本的に見直し、循環型社会の構築及び真の住民サービスの向上に資するため、環境清美部管理・業務体制再生検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 本市の廃棄物等の収集体制に関すること。
- (2) 廃棄物等の収集、焼却、最終処分等の業務を担当する職員の作業内容、標準作業量及び勤務時間に関すること。
- (3) 廃棄物等の収集、焼却、最終処分等の業務を担当する職員の研修、健康管理及び労働意欲の向上に関すること。
- (4) 奈良市従業員労働組合及び奈良市職員組合との協議事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成19年1月4日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、第6条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年4月1日)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。